第八条の七第四号中「定めて」を削る。

第八条の八第二号中「行われているか」を「行われていることを」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条の十二に定める」を「法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める」に改め、同項第三号中「較正」を「校正」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二　削除

第十二条の三の次に次の二条を加える。

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

ニ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ホ　重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の五　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第十六条の二第一項を削り、同条第二項中「再処理事業者は、」を「法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ(1)中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十四号イ及びハ中「さく」を「柵」に改め、同項第十五号中「には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること」を「については、次に掲げる措置を講ずること」に改め、同号にイ及びロとして次を加える。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十六条の三第二項第二十号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第十七条第一項第十九号を削り、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号から同項第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十六号を同項第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十七条第二項第八号中「廃止措置対象施設に」を「廃止措置対象施設内に」に改め、同項第十七号中「廃止措置対象施設に」を「廃止措置対象施設内に」に改め、同項第二十一号を削り、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十二号から同項第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号の次に次の二号を加える。

二十一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

二十二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。